

明日香村古民家等再生基盤整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成21年4月制定）第5条に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）又は同要綱第9条に規定する利用登録者のうち売買又は賃借の契約を行った者（以下「利用者」という。）が、同要綱第6条に規定する登録物件（以下「登録物件」という。）を産業に供するために改修工事を行う場合、及び、自己所有物件等を産業に供するために改修工事を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、明日香村補助金等交付要綱（平成16年要綱第5号。以下「補助金要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号で定めるところによる。

- (1) 改修工事 登録物件及び自己所有物件等の商業的価値を向上させるために、当該物件に動産又は不動産を附合させる行為をいう。
- (2) 自己所有物件等 村内の新築物件を除く自己所有若しくは親族が所有する物件で、村長が認めるものをいう。
- (3) 産業 物やサービスを提供し対価を得ることを業とする行為のうち、地域の活性化に資するもので、村長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす個人又は法人とする。

- (1) 同一の棟の登録物件又は自己所有物件等について、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱（以下「空き家リフォーム要綱」という。）及び本要綱に基づく補助金を受給したことがない者であること。
- (2) 当該補助金申請日の属する年度の前年度において、納付すべき村税のほか公共料金等の滞納がない者であること。

2 前項に定める者のほか、村長が特別に認めた者について、補助対象者とすることができる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次の各号に該当する行為とする。

(1) 登録物件又は自己所有物件等を産業に供するために補助対象者が行う別表に掲げる改修工事

(2) 建築基準法及び都市計画法にかかる手続

2 住居が並存する登録物件に、前項第1号にいう改修工事を実施するとともに、住居部分について空き家リフォーム要綱別表に規定する工事を実施した場合、住居部分の工事も補助対象事業とする。

3 住居が並存する自己所有物件等に、同条第1項第1号にいう改修工事を実施するとともに、住居部分について空き家リフォーム要綱別表に規定する工事を実施した場合、補助対象者が新たに明日香村に転入し住民基本台帳に記載される場合に限り、住居部分の工事も補助対象事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業のために支出した費用の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）で、次の各号に定めた額を限度とする。ただし、当該事業において国、県等からの補助金を受ける場合には、国、県等の補助金額を差し引いた額を補助対象経費として算出する。

(1) 前条第1項第1号に定める補助対象事業 200万円

(2) 前条第1項第2号に定める補助対象事業 50万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、明日香村古民家等再生基盤整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 補助対象経費明細書（様式第4号）

(4) 第4条第1項各号に定める行為に関する見積書の写し

(5) 申請日の属する年度の前年度分の村税等に滞納がないことを証する書類

(6) 工事着工前の現場写真

(7) 自己所有でない物件については、物件所有者が補助対象者に対して補助対象事業の実施について承諾したことを証する書類

(8) その他村長が認める書類

(交付の決定等)

第7条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、明日香村古民家等再生基盤整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 村長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金要綱第5条第3項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 明日香村内の一次及び二次産業により生産された物を使用することに努めること。
- (2) 明日香村内の住民を雇用することに努めること。
- (3) 地域のコミュニティーに積極的に参加することに努めること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ明日香村古民家等再生基盤整備事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち村長が指定するものを添付し村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第7号）
- (2) 変更収支予算書（様式第8号）
- (3) その他村長が必要と認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第10条 村長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、明日香村古民家等再生基盤整備事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 村長は、明日香村古民家等再生基盤整備事業変更・中止・廃止承認通知書により補助対象事業の中止又は廃止を決定した場合若しくは次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第7条に定める決定の内容の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により、補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助対象事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく村長の処分若

しくは指示に違反した場合

- (3) 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の事業に使用した場合
- (4) 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (5) 第7条に定める決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 村長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金の額が既に確定し、交付されていたときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を求めることが出来る。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、当該補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに明日香村古民家等再生基盤整備事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第11号）
- (2) 支出報告書（様式第12号）
- (3) 事業実績調書（様式第13号）
- (4) 第4条第1項各号に定める行為に関する領収証の写し
- (5) 第4条第1項第1号に定める行為の場合、設計図書及び工事完了後の写真
- (6) 第4条第1項第2号に定める行為の場合、許可証等の写し

(補助金の額の確定)

第13条 村長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助対象事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、明日香村古民家等再生基盤整備事業補助金交付確定通知書（様式第14号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書（様式第15号）を村長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 18 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

改修工事の対象経費

産業に供するために行	工事内容の範囲
<p>う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、改装工事とする。 (当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事と不要物の撤去を含む。)</p> <p>ただし、備品購入による改装、造成工事、造園工事、外構工事、カーテン工事、取り外し可能な照明工事、水道加入金等は、改修工事の対象経費に含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 内壁、床及び天井の補修、張り替え・塗り替え・ 畳の張り替え・ 建具の補修、取り替え・ 玄関等出入り口の補修、付け替え・ 店舗間仕切りの変更・ 厨房の設置、改修・ 給排水設備に関するもの・ 客用の洗面・トイレの改修や水周りに関するもの・ 電気設備に関するもの（取り外し可能な照明工事を除く）・ 不要物の撤去・ その他、村長が認めるもの